

## 今回追加を検討している対象事業

### 1 改正の背景

府条例では現在17の事業を対象事業としており、面開発事業（造成事業）としては、工業団地の造成事業、住宅団地の造成事業、リクリエーション施設用地の造成事業など9業種（複合開発を含む）を対象としてきた。

府条例の面開発事業（造成事業）については、上記のとおり造成の目的を特定した上で、対象としてきたが、社会情勢の変化や科学技術の進展により、他の面開発事業と環境影響の程度が同程度であるものの対象となっていない土地の造成事業について、府条例の対象事業として追加する必要性が生じた。

### 2 追加を検討している事業の内容

#### □追加に当たっての考え方

現在の対象事業と同様の土地造成を行い、環境影響の程度が同程度であると想定されるものが対象となっていないことから、整合を図るために追加する。

#### □追加するものの対象範囲

現在の対象事業以外で、環境への影響が対象となっている他の事業と同程度であると想定される土地の造成を行う事業

#### □追加により今後対象となることが想定される事業の一例

キャンプ場、スキー場、マリーナ、大学、公園、試験研究団地、工場、石油備蓄基地、メガソーラー 他（土地の造成を伴うものに限る。）

### 3 追加を検討している事業の規模

#### □規模設定の考え方

現在の対象事業と同様の土地造成を行い、環境影響の程度が同程度であると想定されるものを追加することとしていることから、他の面開発事業（造成事業）と同じ規模に設定

#### □規模

第一種事業（必ずアセスが必要な事業）：造成に係る土地の面積 75ha 以上

第二種事業（アセスの要否を個別に判断する事業）：同面積 50 ～ 75ha

表1 面開発事業（造成事業）における法・条例対象事業一覧

事業の種類・内容	法対象	条例対象	備考
土地区画整理事業（法）	○	○	都市計画事業
（法対象外）		○	都市計画事業以外
新住宅市街地開発事業	○	○	
工業団地の造成事業（法）	○	○	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づくもの
（法対象外）		○	上記法律に基づかないもの
新都市基盤整備事業	○	○	
流通業務団地造成事業	○	○	
住宅団地の造成事業（法）	○	○	（独）都市再生機構及び（独）中小企業基盤整備機構が造成する事業
（法対象外）		○	上記事業者以外が造成する事業
農用地の造成事業		○	
レクリエーション施設用地の造成事業		○	ゴルフ場、墓地、遊園地、野球場
その他の造成事業		○	今回追加を検討している事業
複合開発		○	

網掛けは条例横出し事業

表2 その他の土地の造成に係る事業を対象にしている都道府県

広く土地の造成事業を対象としている県		特定の造成事業のみを対象としている。
工場又は事業場の用に供する土地の造成事業（一部、業種を限定している県あり。）	事業の種類を問わない。	
青森県、宮城県、秋田県、福島県、富山県、石川県、埼玉県、福井県、静岡県、愛知県、和歌山県、香川県 12県	茨城県、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、 <b>京都府（改正後）</b> 、大阪府、鳥取県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県 14→15府県	北海道、岩手県、山形県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、新潟県、 <b>京都府（改正前）</b> 、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、宮崎県、沖縄県 21→20都道府県
	26→27府県	

表3 法及び条例対象事業一覧

事業の種類・内容	法第一種事業 (法アセス必須)	法第二種事業 (必要性判断)	条例第一種事業 (条例アセス必須)	条例第二種事業 (必要性判断)
<b>道路</b>				
高速自動車国道	全て			
首都高速道路等	4車線以上のもの			
一般国道等	4車線・10km以上	4車線・7.5km以上	同左	4車線・5km以上
林道	幅員 6.5m・20km以上	幅員 6.5m・15km以上	同左	幅員 6.5m・10km以上
特定地域林道			幅員 5m以上・10km以上	
その他の道路			4車線・7.5km以上	4車線・5km以上
<b>ダム等</b>				
ダム	貯水面積 100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
堰	湛水面積 100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
放水路	土地改変面積 100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
<b>鉄道</b>				
新幹線鉄道	全て			
普通鉄道	長さ 10km以上	7.5km以上	同左	5km以上
新設軌道	長さ 10km以上	7.5km以上	同左	5km以上
<b>飛行場</b>				
	滑走路長さ2,500m以上	1,875m以上	同左	1,400m以上
<b>発電所</b>				
水力発電所	出力 30,000kW以上	22,500kW以上	同左	16,500kW以上
火力発電所	出力 150,000kW以上	112,500kW以上	同左	84,000kW以上
地熱発電所	出力 10,000kW以上	7,500kW以上		
原子力発電所	全て			
風力発電所	出力 10,000kW以上	7,500kW以上	1,500kW以上	
<b>廃棄物処理施設</b>				
最終処分場	埋立処分場所面積 30ha以上	25ha以上	5ha以上	
廃棄物焼却施設			処理能力 4t/時間以上	
し尿処理施設			処理能力 100kl/日以上	
<b>水面の埋立て及び干拓</b>				
	50ha超	40ha以上	同左	30ha以上
<b>工場又は事業場の設置</b>				
	面開発事業(造成事業)		最大燃料使用量 15kl/h以上 平均排出水量 10,000m <sup>3</sup> /日以上	10kl/h以上 7,500m <sup>3</sup> /日以上
<b>土地区画整理事業</b>				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
<b>新住宅市街地開発事業</b>				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
<b>工業団地の造成事業</b>				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
<b>新都市基盤整備事業</b>				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
<b>流通業務団地造成事業</b>				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
<b>住宅団地の造成事業</b>				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
<b>農用地の造成事業</b>				
			75ha以上	50ha以上
<b>レクリエーション施設用地の造成事業</b>				
			75ha以上	50ha以上
<b>規則で定める事業</b>				
	今回追加の事業			
<b>その他の造成事業</b>				
			75ha以上	50ha以上
<b>複合開発</b>				
			75ha以上	50ha以上

※ 特定地域 = 自然公園法、森林法、京都府環境を守り育てる条例等により指定等されている地域

表4

## 他都道府県のアセス実績(土地の造成事業)

都道府県名	事業の種類	事業の名称	規模(ha)
北海道	工場・事業所(特定地域(立地予定事業))	いすゞ自動車(株)苫小牧工場仮称第1、2期設置計画に係る環境影響評価に関する資料	148
北海道	その他の施設等(特定地域(立地予定事業))	苫小牧東部国家石油備蓄基地南地区石油備蓄事業に係る環境影響評価に関する資料	153
北海道	各種土地造成(特定事業(土地地区画整理事業))	苫小牧東部国家石油備蓄基地南地区開発事業に係る環境影響評価に関する資料	153
北海道	各種土地造成(立地予定事業)	苫小牧東部大規模工業基地石油共同備蓄事業に係る環境影響評価に関する資料	200
北海道	各種土地造成	江別RTN地区第2期開発事業に係る環境影響評価書	145
岩手県	レジャー施設(ゴルフ場等の建設)	前森山スキー場松尾村地区開発事業に係る環境影響評価書	95
岩手県	レジャー施設(ゴルフ場等の建設)	松川温泉スキー場整備計画事業に関する環境影響評価書	72
栃木県	その他の施設等(自動車用テストコースの造成の事業)	(仮称)本田技研工業新テストコース計画環境影響評価書	196
群馬県	レジャー施設(レクリエーション施設用地の造成)	(仮称)六合スキー場開発計画に係る環境影響評価書	77
埼玉県	工場・事業所(工場の設置)	ホンダ寄居新工場建設事業環境影響評価書	98
埼玉県	その他の施設等(研究所の用地の造成)	(仮称)早稲田リサーチパーク地区整備事業に係る環境影響評価	65.3
千葉県	各種土地造成(宅地開発事業)	宅地開発事業((仮称)御成台研究学園都市開発)に係る環境影響評価書	121
千葉県	各種土地造成(宅地開発事業)	宅地開発事業((仮称)富津研究・開発センター)に係る環境影響評価書	100
千葉県	各種土地造成(宅地開発事業)	宅地開発事業((仮称)八千代カルチャータウン開発事業)に係る環境影響評価書	66
千葉県	各種土地造成(宅地開発事業)	宅地開発事業(興人・南房総千倉開発計画)に係る環境影響評価書	98
千葉県	各種土地造成(宅地開発事業)	(仮称)長南町坂本・豊原地区宅地開発事業に係る環境影響評価書	70
東京都	各種土地造成(建築物用の土地の造成)	環境影響評価書(明星大学青梅キャンパス建設事業)	85
神奈川県	各種土地造成(宅地の造成)	横須賀リサーチパーク計画基盤整備事業環境影響予測評価書	59
新潟県	レジャー施設(レクリエーション施設の建設)	当間高原清津スキー場拡張工事に係る環境影響評価書	187
新潟県	レジャー施設(レクリエーション施設の建設)	(仮称)放山スキー場開発事業に係る環境影響評価書	164
福井県	各種土地造成(工業用地の造成)	敦賀LNG基地建設事業に係る環境影響評価書	111
長野県	レジャー施設(レクリエーション施設の建設(スキー場))	クロスカントリー競技会場地整備事業に係る環境影響評価書	224
静岡県	その他の施設等(その他の事業)	有度山総合整備事業に係る環境影響評価書	75
愛知県	各種土地造成	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価書	651
三重県	各種土地造成	(仮称)亀山・関テクノレジダンス(仮称)白川スカイヒルタウン開発計画に係る環境影響評価	303
三重県	各種土地造成	中勢北部サイエンスシティ第1期事業計画に係る環境影響評価書	169
滋賀県	その他の施設等	立命館大学びわこキャンパス整備事業に係る環境影響評価書	60
鹿児島県	その他の施設等(その他土地の改変)	農業開発総合センター整備事業に係る環境影響評価書	180

(注)ここに記載の事業についても、事業内容によっては、現行府条例の対象になるものもある。  
環境影響評価支援ネットワーク(環境省)より作成(アセス手続終了分のみ)